

請 書

- 1 件 名 令和8年度奈良県肝炎検査受診率向上事業
- 2 委託内容 奈良県肝炎検査受診率向上事業仕様書のとおり
- 3 委託料 仕様書 3（2）のとおり
- 4 契約期間 令和8年10月1日から令和9年2月28日まで
※ただし、検査を実施した日の翌月10日までに、医療機関から県へ請求書等により報告を行うこと。
- 5 契約保証金 免除

上記契約に当たり、奈良県契約規則に従い、奈良県肝炎検査受診率向上事業仕様書を承諾の上、相違なく履行いたします。

また、別記各号のいずれかに該当するときは、上記契約が解除されることに同意いたします。解除された際は、違約金を貴県の指定する期間内に納付いたします。

令和 年 月 日

受 託 者 医療機関住所

医療機関名称

代表者氏名

印

電話番号

（法人の場合は法人の名称、代表者名を記載のこと）

委 託 者 奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課長 本木 隆規 殿

別記

- ① 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、貴県から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を貴県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。